

## 暑中お見舞い申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜至厚く御礼申し上げます。

毎年この時期に猛暑、酷暑と話題に上るようになってもう何年が過ぎたでしょうか？突然のゲリラ豪雨や落雷、そして体温を超える暑さがいつの間にか当たり前のようになってきました。地球環境の変化は 50 年で大きく変わってきており、この先、果たして人類はこの環境変化に適応していくことができるのでしょうか。

一方、経済状況に目を向ければ、4 万円を超す株価を付ける一方で 160 円という円安水準が日本経済に重くのしかかっています。この 10 月には郵便料金の値上げを控えており、生鮮食品を除く食料の値段も前年同月比で 3.5%増、ガソリンも 4.4%増となっています。また、宿泊料に至っては 2024 年 4 月で 18.8%の値上げとなり、海外旅行はおろか国内旅行もままならない状況です。国力の低下がもたらした円安。コロナ禍で甘やかされた企業に真の実力が試される時が来たようです。

皆様の健闘をお祈り申し上げます。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎



### 第 39 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New  
\* インボイス Q&A 改訂版
- 3 Tax Information  
\* 電子帳簿保存法 一問一答
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 FP の部屋  
\* セミナーのお知らせ
- 6 独り言

## What's New 消費税 インボイス Q&A 改訂版

国税庁は令和 6 年 4 月 8 日に「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（インボイス Q&A）の改訂版を公表しました。

今回の改訂は令和 5 年 10 月 1 日にインボイス制度が開始されて以降初めての改訂となり、制度開始以降に国税庁へ寄せられた質問等や令和 6 年度税制改正に伴う改正事項が反映されるとともに、記載例の追加も行われています。

主な追加・改訂項目は以下の通りです。

### 《追加》

- ・ 適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合の取扱い【問 21-2】
- ・ 複数の契約を統合した適格請求書の交付の可否【問 66】
- ・ 月の途中で適格請求書発行事業者となった場合の適格請求書等の交付方法【問 77-2】
- ・ 従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除【問 94-2】
- ・ 実費精算の出張旅費等について帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことの可否【問 107-2】

### 《改訂》

- ・ 登録申請から登録通知までの期間及び自らの登録番号の確認方法【問 4】
- ・ インボイス登録のとりやめ【問 13】
- ・ 手書きの領収書【問 26】
- ・ 交付を受けた適格請求書に誤りがあった場合の対応【問 92】

インボイス Q&A の詳細は国税庁/消費税インボイス制度特設サイト内の「通達・Q&A」よりご参照ください。なお国税庁では、今後も事業者等から寄せられた質問や疑問点を踏まえて、本 Q&A の改訂を随時行っていくこととしています。

## Tax Information

## 電子帳簿保存法 一問一答



電子帳簿保存法の特例猶予期間が終了し、「電子取引」における「電子データ」での保存が義務化されてから早くも半年が経ちました。皆様は電子帳簿保存法を読んだことがありますか？

この法律は『電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律』といい、その下に施行令、施行規則があります。これらの法律は難解で大変読みにくいので、国税庁のHPにおいて「電子帳簿保存法一問一答(Q&A)」が公表されています。

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>)

2023年12月以降、複数回にわたって更新され、直近では6月28日に更新されています。

同HPでは『電子帳簿・電子書類関係』『スキャナ保存関係』『電子取引関係』の3分野に分かれています。今回は全ての企業に関係のある『電子取引関係』の一問一答から、特に実務で良く見かけるものについてピックアップして回答の要旨を記載致します。

なお、執筆時点で電子取引関係の一問一答は69問公表されていますので、この機会に是非、原文をご参照頂ければと思います。

**(問 1) 電子取引のデータ保存制度はどのような内容となっていますか？**

**【回答】**

所得税、法人税の保存義務者が取引情報を電磁的方式により授受する取引（電子取引）を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければならないという制度です。

**【解説】**

取引情報とは、受け取った注文書、領収証等、あるいは相手方に交付したこれらの書類をいいます。これらの書類を郵送等ではなく、電子メールなどに添付して交付した場合、その電磁的記録を一定の方法により保存しなければならないとされています。(スキャナ保存は別途スキャナ保存に関するQ&Aご参照)

**(問 2-2) 従業員を雇用する際の労働条件通知書を電子メールに添付して相手方に送信し、また、クラウドサービスを利用して『雇用契約書』の授受を行った場合、電子取引データとして保存する必要がありますか？**

**【回答】**

これらの書類には通常、契約期間、賃金、支払い方法に関する事項が記載されており、電子取引に該当しますので、そのデータを保存する必要があります。

**(問 5) 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。**

**【回答】**

取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書等に通常記載される事項をいいます。そのため、メール本文にそれらの記載がなければ電子

メール全文を保存する必要はありません。添付ファイルのみを保存すればよいことになります。

**(問 7) スマホアプリによる決済を行いました、この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。**

**【回答】**

電子取引に該当します。そのため、当該利用明細等に係る取引データについて保存する必要があります。

**【解説】**

アプリ提供事業者から受領する利用明細には、通常支払日時、支払先、金額などが記載されていることから、取引情報に該当します。

**(問 9-2) インターネットバンキングを利用した振込等も電子取引に該当し、振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータの保存が必要とのことですが、金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存も可能でしょうか。**

**【回答】**

金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存も可能です。

**【解説】**

インターネットバンキングを利用した振込等に係る取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータについては、そのデータをダウンロードするか、PDFデータとして保存することとしています。また、金融機関のオンライン上の通帳の場合は、随時確認が可能な状態であることが必要です。各税法に定められた保存期間が満了する前にECサイト上で、データの確認ができなくなる場合は、領収証等データをダウンロードして保存する必要があります。

（問 14）電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面で受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。

【回答】

内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなど、その内容が同一でない場合には、書面及び電子データの両方を保存する必要があります。

（問 34）当社はクラウドサービスを利用して取引先と XML 形式の請求書等データをクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。

【回答】

請求書等のフォーマットや日付・金額等の項目ごとに並べた一覧表形式で表示する等により視覚的に確認・出力されるものについては、電子帳簿保存法の要件を満たすものとなります。

【解説】

取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することが必要ですが、XML 形式（文字の羅列）で保存していたとしても、自社固有のフォーマットに変換するなど、上記の状態が可能であれば要件を満たすものと考えられます。

（問 36）EDI 取引を行った場合について、取引データそのものを保存する必要があるでしょうか。それとも、EDI 取引項目を他の保存システムに転送し、エクセル形式や PDF データ等により保存することも可能でしょうか。

【回答】

EDI 取引で実際に授受したデータそのものに限定されず、当該 EDI 取引で授受したデータについて、その取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集されたデータにより保存することも可能です。

（問 40-2）EC サイトで物品を購入したとき、EC サイト上の購入者の購入情報を管理するページ内において、領収書等データをダウンロードすることができる場合に、領収書等データを必ずダウンロードして保存する必要がありますか。

【回答】

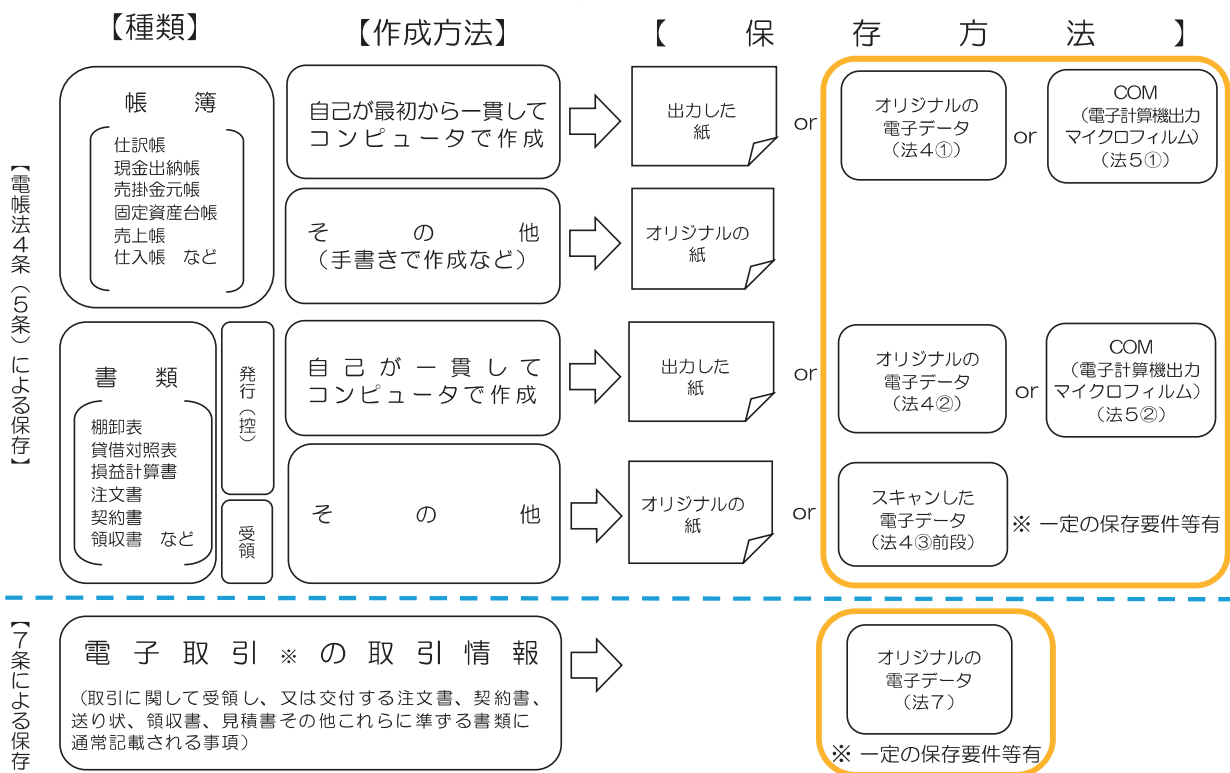
EC サイト上でその領収書等データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等データをダウンロードして保存していなくても差し支えありません。

ただし、この取り扱いは、EC サイト提供事業者が、電子取引に係る保存義務者（物品の購入者）において満たすべき真実性の確保及び検索機能の確保の要件を満たしている場合に受けることができます。

渋谷事務所 所長

公認会計士・税理士 宇治 秀一郎

## 帳簿書類等の保存方法



※ 取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

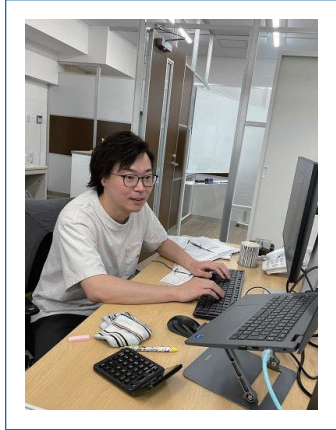


Profile～職員スタッフ紹介

吉本 英貴

(よしもと ひでき)

千葉事務所所属



- ※ 1989年5月生まれ
- ※ 奈良県大和高田市出身
- ※ 営業職の経験を経て、1年前より税理士法人で勤め始めました。  
資格の勉強も分からない事だらけですが、続けています。
- ※ 趣味: 千葉ロッテ観戦
- ※ 一言: 人との出会いを楽しみにしながら、少しでも早く皆様のお役に立てるよう頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

～～独り言～～

84円から110円。この数字を聞いてピンとくる人は多いと思う。郵便料金が、なんと31%の値上げだ。値上げの理由は利用者の減少や物流コストの上昇だそうだが、価格転嫁ができるのは独占企業だけ。昨年末に有名芸能人を起用して年賀状をあれだけ宣伝していた日本郵便だが、ハガキ代を63円から85円(35%)に値上げすれば年賀状をやめるという世の中の流れは止められない。そういえば、コンビニの袋が有料になって久しいが、あれは確か環境保全のために有料化することによってプラごみを少なくすることが目的だったような気がする。プラ材の値上げが理由だったわけではない。だから、消費者も文句も言わず、袋を使いまわしたりエコバッグを持ったりという地道な努力をしてきた。もう今では慣れてしまったが、ある時、某有名店のお菓子を買ったら、「ビニール袋は5円、紙袋は30円です。」と言われた。え？紙袋はプラごみじゃないよね？袋の横に堂々と店名入ってるよね？これって便乗値上げじゃないの？

文責：野呂 伸一郎

FPの部屋 ～相続税・贈与税セミナー

お申し込み受付中～

現在 全事務所クライアント様限定 セミナーのお申し込み受付中です！ 詳細は下記の通りです。

『相続税・贈与税』  
セミナー

参加費無料  
(完全予約制)

日時

令和6年8月9日(金)

受付 13:30～

セミナー 14:00～16:00

下記の通り同時開催を行います。ご都合に合わせてお選びください。

会場開催

静岡県産業経済会館  
3階 第1会議室  
(静岡市葵区追手町44-1)  
先着 35名様

オンライン開催

お好きな場所からご参加  
Zoomを使用  
先着 150名様

講師

小田 巻真史 (税理士・静岡事務所 所長)  
牧 野 史明 (税理士・静岡事務所 副所長)  
設楽 亜沙美 (1級ファイナンシャル・プランニング技能士・CFP)

お申し込み方法

弊社HP『クライアント様限定セミナー』ボタンからのお申し込みフォーム  
または お電話 (TEL: 054-251-2121 担当: 設楽)  
※お申込み期限: 令和6年8月7日※

令和5年度の税制改正により、生前贈与加算の期間が3年→7年に段階的に延長になりました。また、相続時精算課税制度にも大きな見直し行われています。今回のセミナーでは、相続税・贈与税を基礎部分から改正点まで学べる内容です。皆様のご参加をお待ちしております☆

弊社HPにセミナー動画CM掲載中です。是非ご視聴下さい！

前回開催時の様子



1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP

設楽 亜沙美



税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591